

広島県告示第五百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年五月三十日

廣島県知事 湯崎英彦

所在 地	広島県広島市安佐南区沼田町伴地内
土 砂 灾 害 警 戒 区 域	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
表 区 域 の 示 示	次の図のとおり
土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域	区域の名称
土 砂 灾 害 特 别 警 戒 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
号三律の推進に關する法律の施行令(平成四十号)で定める事項	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。